

【注意】団体発行の機関誌上における法務局の人権相談と関連があるかのような記述について

「全国水和会」と称する団体が発行する機関誌「Human Right 初号」上において、同団体が受け付けている相談が、法務局・地方法務局において行っている人権相談と関連があるかのような記述がされておりますが、同団体が行う相談は、法務局・地方法務局とは一切関係がありません。

なお、人権問題に関する相談は、法務局・地方法務局が開設している人権相談所 (http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html) において応じておりますので、お気軽に御利用ください。

本件に関するお問合せ先

法務省人権擁護局 調査救済課(電話03-3580-4111(内2714))

[人権擁護局フロントページへ](#)